

「令和6年度タクシーチケット供給業務」に係る企画提案書（基礎項目）

別紙 1

会社名：_____

設問	要求項目	可／不可	企画提案	添付資料 有無
1. タクシーチケットの使用可能範囲について	① 事業種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」の許可（福祉タクシーのみの許可は除く。）を受けているタクシー事業者を対象としたタクシーチケットを供給すること。			
	② 上記1. ①の許可を受けているタクシー運行台数の7割以上に乗車できるタクシーチケットを供給すること。			
2. タクシーチケットの申込み、発行方法	① 提案者が提供する様式に基づき電子メールにてタクシーチケットの発行依頼が可能なこと。			
	② 提案者は発行依頼を受けてから5営業日以内にタクシーチケットの納入が可能なこと。			
3. タクシーチケット使用料金の請求方法	① 月末締めの日翌月25日（土日祝日の場合は翌営業日）までに利用実績を集計し、報告が可能なこと。（3月分については、4月21日（土日祝日の場合は翌営業日）まで。）			
	② 当省が適正な請求書を受領した日から30日後を支払期限に設定可能なこと。（別添の契約書（案）の条文（第11条）を参照のこと。）			
	③ 請求書に各部署単位（別紙）の請求明細書及び電子媒体（エクセル）を業務実施要領7. に記載の経済産業省担当課室に提出する。請求明細書は1件別に、利用日・タクシーチケット番号・乗車地・降車地・乗車料金を明記すること。			

「令和6年度タクシーチケット供給業務」に係る企画提案書（加点項目）

別紙2

会社名：_____

費用内訳	加点項目	回答欄	添付資料 有無	配点
1. 緊急時のタクシーチケット発行	3か月に1回程度の発行依頼を想定しているが、定例外で突発かつ至急の納入を依頼したい際に掛かる日数（＝最短納期）。（依頼日から起算して何営業日以内に納入できるかを回答）			
2. タクシーチケット供給業務に係る費用	タクシーチケット供給においてクレジットカードの発行・年会費は無しで提供が可能。年会費が発生する場合には、別添に金額を示すこと。			
	タクシーチケットの作成費用・納入費用は無料（有料である場合も経済的な単価）で提供が可能。有料の場合は、別添に費用内訳、数量、単価、金額を示すこと。			
	タクシーチケットの利用実績の集計、請求業務に係る事務手数料は無料（手数料が発生する場合も経済的な単価）で提供が可能。有料の場合は、別添に費用内訳、数量、単価、金額を示すこと。			

合計

「令和6年度タクシーチケット供給業務」に係る企画提案書（加点項目）

別添

会社名：_____

年会費	円
-----	---

費用内訳	数量（a）	単価（b）	金額（a×b）
A：タクシーチケットの作成費用 1冊【 】枚綴り	冊	円	円
B:タクシーチケットの納入費用 3部署3か月に1回	12回	円	円
C:タクシーチケットの利用実績の集計、請求業務	22,640件	円	円
D:（上記A～C:以外の費用があれば追記すること）		円	円
合計（税込）			円

注1：上記金額の算出に当たり、1円未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。

注2：タクシーチケット作成費用の数量は、22,640件をタクシーチケットの1冊あたりの綴り枚数で除算した後、小数点以下を切り上げて算出すること。